

ETC コーポレートカード利用申込書・ETC コーポレートカード利用に関する同意書

この度、貴組合に組合加入し組合事業である ETC コーポレートカードを利用するにあたり、ETC コーポレートカード利用約款・ETC システム利用規定に基づき、同意と遵守することを前提に ETC コーポレートカードの利用申込を申請いたします。

※ ETC コーポレートカード利用申請にあたり、別紙（ETC コーポレートカードの仕組み）に関しても一読し、内容を理解いたしました。

お申込日	年 月 日	組合員番号	
フリガナ			法人印
法人名			
フリガナ		代表者携帯電話番号	
肩書・代表者名			
フリガナ			
カード 郵送先	〒		
	TEL	FAX	
フリガナ			
ご担当者氏名			

ETC コーポレートカード利用約款に基づき利用すること。
(発行会社：中日本高速道路株式会社) 利用約款より抜粋の以下項目に関しては特別に遵守し ETC コーポレートカードを利用することを同意いたします。

ETC コーポレートカードをご利用いただく際の注意事項（抜粋）※抜粋の詳細に関しては、裏面に記載しております。予めご確認くださいませ。

1. 車両制限令に違反する車両での走行（新規発行の場合事前に NEXCO に過去に車限令違反が無いか確認を行わせて頂きます。）
※新規法人様で、他法人様からの車両変更等がある場合は変更前の法人様の確認も必要となります。(指定同意書にご署名を頂きます。)
2. ETC 通行レーン進入時の大幅な速度超過
3. ETC コーポレートカードに表示された車両以外での ETC 利用
4. カード利用者として著しく不適當な行為をしたと、道路事業会社が認める行為。

※上記 1-4 を含めて著しい不適當な行為等により、道路事業会社より ETC コーポレートカードの利用停止・割引停止が実行される場合がございます。
また、カード発行が出来ない場合もございます。

車両番号（ナンバープレート）				車載器番号			月間利用予定額
例	品川	111	あ 1212	00001	01234567	012345	30,000 円

※カード発行には 629 円（1 枚ごと）がかかります。
※車両台数が上記に記載しきれない場合はお手数ですが、別紙にご記入下さい。

〈必要書類〉

- ① 必要事項を記入したコーポレートカード利用申込書
- ② コーポレートカードお申込み車両の車検証のコピー
電子化された自動検査証の場合は「自動車検査証記録事項」のコピー
- ③ ETC 車載器セットアップ証明書のコピー

〈書類返送先〉※必要書類 3 点をお送りください。

F A X : 03-6206-0876
Eメール : info@east-jp.org

東日本ビジネス交流協同組合
TEL : 03-5577-5661

ETC コーポレートカードをご利用いただく際の注意事項（抜粋）

1. 車両制限令に違反する車両での走行

※主には、重量超過等による過積載走行。（道路事業会社より告発の対象となります。また ETCコーポレートカードの利用が停止になる場合がございます。）

2. ETC 通行レーン進入時の大幅な速度超過

※ETCシステム利用規程にて、20キロメートル毎時以下に減速して進入することが義務付けられております。

3. ETC コーポレートカードに表示された車両以外での ETC 利用

※ETCコーポレートカードは車両を限定して利用することが義務付けられております。車両不一致の恒常的利用は、道路事業会社より警告が発せられる場合がございます。

4. カード利用者として著しく不適当な行為をしたと、道路事業会社が認める行為。

※上記 1-4を含めて著しい不適当な行為等により、道路事業会社よりETCコーポレートカードの利用停止・割引停止が実行される場合がございます。

ETCコーポレートカード利用約款に関しては、当組合HPの各種お手続きに掲載させていただいております。 URL：<http://east-jp.org/download.html>

NEXCOコーポレートカード発行費用一覧	
ETC コーポレートカード発行手数料	629 円／枚（NEXCO へ実費支払）
再発行手数料・車両入替手数料	629 円／枚（NEXCO へ実費支払）
年会費（4月1日のカード発行残高に応じて）	629 円／枚（NEXCO へ実費支払）

※発行費用、割引制度等に関しては、制度変更にともない変更されることがございます。予めご了承くださいませ。